

平成 30 年度

第 10 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 31 年 1 月 8 日 (火) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可について

議案 2 農用地利用集積計画 (平成 31 年 2 月 1 日公告) の決定について

議案 3 庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可について

議案 5 非農地証明について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢		○	21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

なし

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	岸 泰弘	○		係長	石田 泰清	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	小笠原圭二		○
(西城出張所)				主任	藤原直人	○	
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○
				係長	坂口 登	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	森末 博雄		○
主任主事	竹原 守	○		主任主事	角脇 健太		○

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、平成30年度第10回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

本日は、9番森兼委員からの欠席の報告を受けております。なお、金本委員さんについては遅参されております。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 22 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。23番松長委員、24番名越委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願ひします。

議長：それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。受付番号56から65について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : (議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長 : 以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしという声)

議 長 : ないようですので、採決に移ります。受付番号 56 から 65 について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

「農地法第 3 条の規定による許可について」
受付番号 56 から 65 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長 : 続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概略)
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成 30 年 12 月期の申出分については、別紙「平成 31 年 1 月 22 日公告 所有権移転 平成 31 年 2 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長 : 以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長 : 無いようですので、採決に移ります。
「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長 : 続きまして、議案 3 「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 庄原農業振興地域変更計画内訳表 資料により説明。以下略)

議 長 : 以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

7 番三吉委員 今回の農用地区域からの除外の意見聴衆については、該当地の転用申請を既に農業委員

会で審議したものもあるが、大半がこれから転用申請の許可等審議をするものとなっています。それにしても判断資料が少ない。特に除外目的が太陽光発電設備設定などの場合は、転用許可の可否にあたって農地種別の判断が大切であるが現地状況の資料も無い。他市では除外申請時に農業委員と市長部局がいっしょに現地確認しているところもある。今後他市のようなやり方も含め関係部局と検討してほしい。

局長 農振部局では農振除外の申出が提出されたときは、常に転用申請が可能かの事前照会を事務局とされています。太陽光発電設備予定農地も、事前に農振部局は事務局に照会し、転用可能となる1種農地等でないと回答したものに限りその後の審査をされ農振担当部局は受付を行い本日のような変更計画(案)に掲載するようにされています。委員のおっしゃるとおり本資料には、農地種別の記載もないので今後の提示資料などについては除外される農地が転用可能であるのかどうか判るように関係農振関係部局と事務局で協議したいと思います。

議長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、採決に移ります。

「庄原農業振興地域整備計画の農用地計画変更について」提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：つづきまして議案第4「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号24から32について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号24

位置等：説明資料の4ページと5ページに記載

転用事由：宅地造成

資金計画：全額自己資金

他法令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外不要の3種農地

受付番号25

位置等：説明資料の4ページと6ページに記載

転用事由：太陽光発電設備

資金計画：全額自己資金

他法令：設備計画認定済

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外申請中

受付番号26

位置等：説明資料の4ページと7ページに記載

転用事由：太陽光発電設備

資金計画：全額自己資金

他法令：設備計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外申請中

受付番号 27

位置等：説明資料の 4 ページと 8 ページに記載
転用事由：駐車場
資金計画：全額自己資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外不要の 3 種農地

受付番号 28

位置等：説明資料の 4 ページと 9 ページに記載
転用事由：住宅
資金計画：全額借入れ資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外申請中

受付番号 29

位置等：説明資料の 4 ページと 10 ページに記載
転用事由：進入路
資金計画：全額自己資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外申請中

受付番号 30

位置等：説明資料の 4 ページと 11 ページに記載
転用事由：駐車場
資金計画：全額資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外申請中

受付番号 31

位置等：説明資料の 4 ページと 12 ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他法令：設備計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外申請中

受付番号 32

位置等：説明資料の 13 ページと 14 ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金

他法令：設備計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外申請中

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、採決に移ります。「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号24から32までを一括で採決したと思いますがこれにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長：それでは、受付番号24から32番について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長：挙手全員決定されました。

議長：続きまして、議案第5号「非農地証明について」を上程します。受付番号40から47について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

受付番号40

位置等：説明資料の4ページと15ページに記載

潰廃事由：平成22年に父が亡くなり申請者も遠方に居住することから管理ができず現在に至る。

現地確認：笹、雑草等が繁茂し農地として復旧することが困難

受付番号41

位置等：説明資料の4ページと16ページに記載

潰廃事由：平成元年頃耕作を放棄し現在に至る。

現地確認：雑木、雑草などが繁茂し農地として復旧することが困難

受付番号42

位置等：説明資料の10ページと15ページに記載

潰廃事由：平成9年頃の道路改良により残地となったが耕作不慣れのため耕作せず現在に至る。

現地確認：笹、雑木が植生し農地として復旧することが困難

受付番号43

位置等：説明資料の17ページと18ページに記載

潰廃事由：平成元年頃農作業広場として使用をはじめ現在に至る。

現地確認：現地は砂利やまさ土で造成され広場として利用されており農地として復旧することが困難

受付番号44

位置等：説明資料の20ページと21ページに記載

潰廃事由：平成17年頃から高齢により農作業が困難となり借り手もないまま現在に至る。

現地確認：雑木、雑草等が繁茂しており農地として復旧することが困難

受付番号 45

位置等：説明資料の 22 ページと 23 ページに記載

潰廃事由：昭和 50 年頃、現在は亡くなっている父が造成をおこない宅地として利用し現在に至る。

現地確認：現地は宅地であり農地として復旧することが困難

受付番号 46

位置等：説明資料の 24 ページと 25, 26 ページに記載

潰廃事由：昭和 56 年頃に農耕車両駐車場とするため埋め立て現在に至る。

現地確認：現地は駐車場としており農地として復旧することが困難

受付番号 47

位置等：説明資料の 27 ページと 28 ページに記載

潰廃事由：平成 5 年頃に旧管理者が不在になりそのまま管理されず現在に至る。

現地確認：雑木等が繁茂し農地として復旧することが困難

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号 40 から 47 を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、受付番号 40 から 47 について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：会長報告はありません。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会といたします。(午後 2 時 34 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

平成31年1月8日

議 長
(道下和子) _____

23 番委員
(松長百合子) _____

24 番委員
(名越光紀) _____